

平成 18 年 司法書士筆記試験 午後の部 記述式 解答速報

第 3 6 問解答

第 1 欄

1 件目

2 件目

登記の目的	所有権移転	3 番抵当権抹消
登記原因及びその日付	平成 1 7 年 1 2 月 2 6 日相続	平成 1 7 年 1 2 月 2 6 日混同
申請人	相続人 (被相続人 A) B	権利者兼義務者 B
添付書面	住所証明情報 (B の住民票の写し) 代理権限証明情報 (B の委任状)	登記済証 (B が甲土地において抵当権の登記を受けた際の登記済証) 代理権限証明情報 (B の委任状)
登録免許税	金 2 万 8 0 0 円	金 1 , 0 0 0 円

第 2 欄

1 件目

2 件目

登記の目的	1 番抵当権移転	
登記原因及びその日付	平成 1 7 年 1 2 月 2 6 日相続	
申請人	権利者 (被相続人 A) C	
添付書面	代理権限証明情報 (C の委任状)	
登録免許税	金 2 , 0 0 0 円	

第 3 欄

登記の目的	所有権保存
登記原因及びその日付	
申請人	所有者 持分 2 7 分の 9 株式会社 L 代表取締役 B (被相続人 A) 2 7 分の 9 B 2 7 分の 3 C 2 7 分の 3 D 2 7 分の 2 G 2 7 分の 1 I

平成 18 年 司法書士筆記試験 午後部 記述式 解答速報

添付書面	住所証明情報（株式会社 L の登記事項証明書、B、C、D、G、I の住民票の写し） 資格証明情報（株式会社 L の登記事項証明書） 代理権限証明情報（B、C、D、G、I 及び株式会社 L の代表取締役 B の委任状） 所有権証明情報（B、C、D、G、I が A の相続人であることを証する戸籍謄抄本等）
登録免許税	金 5,000 円

第 4 欄	1 件目	2 件目
登記の目的	2 番根抵当権変更	2 番共同根抵当権変更
登記原因及びその日付	平成 17 年 12 月 26 日相続	平成 18 年 6 月 1 日合意
登記事項	変更後の事項 債務者（被相続人 A） B C D G I	指定債務者 C
申請人	権利者 K 株式会社 代表取締役 M 義務者 B C	権利者 K 株式会社 代表取締役 M 義務者 B C
添付書面	登記識別情報（B が甲土地において所有権の登記を受けた際の登記識別情報） 登記済証（C が乙土地において所有権の登記を受けた際の登記済証） 印鑑証明書（B、C の印鑑証明書） 資格証明情報（K 株式会社の登記事項証明書） 代理権限証明情報（B、C 及び K 株式会社の代表取締役 M の委任状）	登記識別情報（B が甲土地において所有権の登記を受けた際の登記識別情報） 登記済証（C が乙土地において所有権の登記を受けた際の登記済証） 印鑑証明書（B、C の印鑑証明書） 資格証明情報（K 株式会社の登記事項証明書） 代理権限証明情報（B、C 及び K 株式会社の代表取締役 M の委任状）

第 5 欄 平成 18 年 6 月 30 日に (2) に関する登記の申請手続について代理することの依頼を受けた場合において、登記を申請することができない事項があるときはその事項及び理由又は登記を申請することができない事項がないときはその旨

2 番共同根抵当権の指定債務者合意の登記

根抵当権の指定債務者の合意の登記は、相続開始後 6 か月以内にしなければならない。平成 18 年 6 月 30 日に依頼を受けた場合、すでに相続開始から 6 か月を経過しているから、指定債務者の合意の登記を申請することはできない。

第 6 問 債権譲渡に関し、登記を申請することのできる事項があるときの申請書に記載すべき申請情報のうち登記の目的、登記原因及びその日付又は、登記を申請することのできる事項がないときのその理由

登記の目的 2 番根抵当権移転

原 因 平成 18 年 6 月 30 日債権譲渡

平成 18 年 司法書士筆記試験 午後の部 記述式 解答速報
 第 3 7 問
 第 1 欄

ア 登記の事由	
取締役、代表取締役及び監査役の変更 新株予約権の行使 株式の分割	
イ 登記すべき事項	
平成 17 年 6 月 14 日 監査役 紺野 月子 任期満了退任 平成 18 年 6 月 5 日 取締役 赤井 花子、同 青田 一郎、同 白田 二郎 任期満了退任 同日 代表取締役 赤井 花子 資格喪失退任 同日 就任 取締役 甲野 太郎 取締役 乙野 風子 東京都 中野区 中野 三丁目 3 番 3 号 代表取締役 甲野 太郎 監査役 丙野 五郎 平成 18 年 5 月 31 日 変更 発行済株式の総数 12600 株 発行済各種の株式の数 普通株式 10600 株 優先株式 2000 株 資本金の額 金 1 億 2480 万円 第 1 回 新株予約権の数 40 個 第 1 回 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 400 株 平成 18 年 6 月 10 日 変更 発行済株式の総数 15000 株 発行済各種の株式の数 普通株式 12600 株 優先株式 2400 株	
ウ 課税標準金額	
金 480 万円	
エ 登録免許税の額及びその内訳	
金 9 万 3,600 円 内訳 資本金の額の増加分 金 3 万 3,600 円 役員変更分 金 3 万円 その他変更分 金 3 万円	
オ 添付書面の名称及び必要な通数	
株主総会議事録	2 通
取締役会議事録	3 通
就任承諾書	
各議事録の記載を援用する	
印鑑証明書	5 通
新株予約権の行使があったことを証する書面	1 通

平成 18 年 司法書士筆記試験 午後の部 記述式 解答速報

払込みがあったことを証する書面	1 通
資本金の額が会社法及び会社計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面	1 通
委任状	1 通

第 2 欄

ア 登記の申請を代理すべきでない事項
発行可能株式総数の変更 単元株式数の変更
イ 理由
<p>発行可能株式総数の変更は定款変更であるから、株主総会の特別決議で決定するのが原則である。取締役会設置会社が発行可能株式総数を取締役会の決議で増加するためには、株式の分割の際に行うこと、現に 2 種類以上の株式を発行していないこと、増加割合が株式の分割の割合以下であることが必要である。設問会社は、現に 2 種類以上の株式を発行しているから、取締役会の決議で発行可能株式総数を増加することはできず、取締役会の決議でした発行可能株式総数の増加は無効であり、登記を申請しても却下を免れないから。</p> <p>単元株式数の変更は定款変更であるから、株主総会の特別決議で決定するのが原則である。取締役会設置会社が単元株式数を取締役会の決議で増加するためには、株式の分割と同時にすること、分割後に株主の議決権が減少しないことが必要である。本問では、分割後の株主の議決権が減少することとなるので、取締役会の決議で単元株式数を増加することはできず、取締役会の決議でした単元株式数の増加は無効であり、登記を申請しても却下を免れないから。</p>